

令和6年11月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和6年12月12日（木）

〔委員会の概要 こども未来部関係〕

立川委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これよりこども未来部関係の調査を行います。

こども未来部関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

な し

臼杵こども未来部長

理事者において報告すべき事項はございません。よろしくお願いいたします。

立川委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

井下委員

私から、こども計画における里親の制度についてお伺いしたいと思います。

先日、代表質問でも里親の支援について質問に立たせていただきました。県からの御答弁の中で、LINEによる新たな周知であるとか、里親同士の交流会で出た様々な意見を受け、そういった交流の機会を増やすとか、様々な御答弁を頂いたところでございます。

こうした県の取組を進めていく中でも、こども計画を今策定中でございますが、この中にしっかりと書き込んでいくべきと思っておりますので、幾つか質問させていただきます。

まず資料として事前委員会でもらったこども計画の中で、里親についてどのような記載があるのか教えてください。

原田青少年・こども家庭課長

ただいま井下委員より、こども計画におけます里親に関する施策の記載についての御質問を頂きました。

この里親制度、里親につきましては、様々な事情により実の親と離れて暮らす子供たちを、家庭的な環境で養育する制度でございます。

戸籍上、実の子となる特別養子縁組里親のほか、児童相談所から子供の養育を委託する養育里親などの制度がございます。

こども計画の記載につきましては、まず施策体系としましては、基本目標4の社会的養育を推進しますという中で里親制度が整理されております。

施策につきましては34ページになりますが、代替養育を必要とする子供に対する永続的な解決に必要な支援や、家庭での養育が難しい新生児の特別養子縁組を見据えた里親委託の促進、あと37ページには関係機関と連携して包括的な支援を推進することを記載しているところでございます。

井下委員

私も見させてもらったんですが、一応書いてくれていますが、今答弁をお伺いしたとおり、子供に家庭や家族をベースとした育ちの場を確保していく方向性とか意気込みというのは理解するところであります。この間御答弁も頂いたんで、例えば具体的なイメージとして子供への対応であるとか、里親同士のつながりの場所づくり、またそういった里親の相談に乗れるような支援体制であったり、あと里親制度の理解や里親の登録を増やすことにつながる周知啓発とか情報発信といったことも是非、検討していただきたいと思っています。

制度の主体自体が、子供や里親はもとより、県民に対してこういう取組を進めていきますとこども計画に記載することで、市町村も含めてになりますが、現場の理解、明日また教育委員会でも話をしようと思っているんですが、先日の里親とのお話の中で、学校の授業の中でいろいろと、まだ子供との関係がそこまでじゃないんだけど、名前の由来といった授業のときに悩んだこともありましたが、様々な場面で、こういった里親の取り組む環境の周知といったことに努めていっていただきたいと思います。

結果、それを重ねることで、こういった里親制度自体を周知できるのかなと思っておりますんで、このあたりを含めて県でどのように進めていくのか、御意見いただけたらと思います。

原田青少年・こども家庭課長

ただいま井下委員より、こども計画への記載について、具体的な取組も記載してはどうかという御質問でございました。

お手元のこども計画の素案につきましては、基本理念といたしまして、全ての子供が笑顔になれる、こどもまんなか徳島の実現を掲げているところでございます。

そうした中で、子供も子育て当事者も幸せを実感できますよう、地域の実情に応じて、子供や子育て当事者の意見を反映したこども施策を総合的に推進するという記載もございます。

委員の御提案のとおり、子供や子育て当事者の皆様が計画の内容とともに、具体的にどのように施策が進んでいくのかも一緒に御理解いただくことは、制度の周知と併せまして、施策の円滑な推進に有効であると考えております。

このため、里親制度に関し、こども計画への記載につきましては、委員がおっしゃるような具体的な取組が分かるような表現を、これから検討していきたいと考えております。

井下委員

徳島県では、里親の登録件数が97件くらいで少ないほうでございますので、今後増やしていくとか、あとは県をまたいでしっかりと支援できるような取組も、今後必要じゃない

かと思います。是非、市町村とか、さっき言った教育委員会もそうですが、各種団体であるとか、もっと里親を身近なイメージにしていっていただきたいと思います。こども計画の中に書くと、どうしても行政目線であったり、大人目線であるような気がしますので、しっかり子供目線でというところも踏まえて反映していただけたらと思います。

今後、こども計画にしっかりと盛り込んでいただきたいと思います。盛り込むには予算も必要でございますので、予算部署と相談しながら、是非、早急にできることからやっていただけたらと思います。

近藤委員

私から、児童養護施設の人材確保とか安定的運営について質問させていただきます。

私も先日の本会議において、児童養護施設への支援について質問させていただきました。県からは、地域と児童養護施設をつなぐ様々な企画を展開していくという答弁がございました。

本日は、児童養護施設で暮らす子供たちと一緒に寝食を共にして、昼夜を問わず頑張っておられる職員の方々のことになりますが、職員求人に対する応募がない、また中堅職員が少ないなど、どの施設も人材確保等に大変苦慮していると聞いております。

県では、児童養護施設のこのような現状について把握しているのか、また県が行っている支援について、御返答のほど、よろしくお願いいたします。

原田青少年・こども家庭課長

ただいま近藤委員より、児童養護施設におきます職員の人材確保という御質問を頂きました。

まず、児童養護施設の現状について説明させていただけたらと存じます。

児童養護施設につきましては、予期できない事故でありましたり、親の離婚や病気のほか、不適切な養育を受けているなど、様々な事情により家族からの養育が困難な子供を受け入れる施設でございます。

こうした児童養護施設は、子供たちの日々の生活の場でございまして、昼夜問わず子供たちを支援する必要があることから、国におきまして配置基準が定められているところでございます。

具体的に申し上げますと、子供の生活に直接関わるような職員としまして、児童指導員でありますとか、保育士がいらっしゃいます。

また、心のケアを担う職員としましては、心理療法担当職員や日々の食事を届けていただく調理師、栄養士が配置されているところでございます。

現状といたしましては、県内7施設におきまして国の配置基準を満たしているところで、この施設の運営に関する経費につきましては、国と県から措置費として支給されているところでございます。

こうした中で、施設の方のお声といたしましては、子供の様々な特性に対応できる支援でございまして、職員の研修機会の確保やライフステージに応じた働き方などに特段の支障が出ないように、ゆとりを持って配置させたいというお声であったり、更に子供を少人数グループに分けた支援、施設内でのレクリエーション、イベントの充実など、子供の

生活の一層の充実を図るために措置費を活用したいけれども、施設によっては人材確保が思うように進まないというお声もございます。また、職員が急遽退職した場合におきましては、求人になかなか応募がなく、新たな職員の採用までに時間を要しているというお話も聞くところでございます。

また、児童養護施設におきましては、入所されている生活全般におけます経費は、先ほど申し上げた措置費として国、県から支給されているところでございます。

こうした措置費の中で、人件費につきましては、配置基準に対応した経費に加えて、月額9,000円の定額加算でございましたり、子供に直接関わる職員や、研修を受けたリーダー的な役割を担う職員につきましては加算して、賃金の上乗せ支給という形で実施させていただきまして、処遇の改善を図っているところでございます。

また、令和3年度からになりますが、国の補助事業を活用させていただきまして、児童指導員の資格を目指す補助者や夜間勤務の交代職員の補助者の雇用に係る経費についても、措置費とは別枠で支援させていただいているところでございます。

このような事業も活用しまして、最近では、児童養護施設の一部ではございますが、若者の採用や育成に積極的な企業として徳島労働局から認定されるなど、施設側の工夫もいただきながら、独自で取り組まれている施設もあると聞いております。

さらに、今年度は県単独事業といたしまして、児童養護施設で急に子供を預かるような場合がございます、こうした一時保護委託でございましたり、ショートステイ事業を実施する際には、国の基準額に上乗せ補助を行うなどの人材確保でございましたり、職員の負担軽減を図るとともに、施設側の安定的な運営も図っているところでございます。

県といたしましても、こうした取組を通じまして、子供たちが安全安心な生活を送れますよう、支援を継続してまいりたいと考えているところでございます。

近藤委員

人員については国において配置基準が定められていて、それはクリアしていると判断させていただきます。

ただ、職員から見たら、よりサービスをしたいという思いで、人が少ないのではないかなという思いがあるのかと僕は考えております。

児童養護施設では、特性を持つ子供や虐待のトラウマを抱える子供が増えてきておりますし、今後、職員の方々の負担は更に大きくなると考えられます。

児童養護施設において、子供が安心安全に暮らせるよう、引き続き十分な人材確保、施設の安定的な運営に向けた支援を要望して、質問を終わります。

眞貝委員

この間の本会議において、知事から保育料の無償化について、0歳から2歳までに対し、第1子からの無償化を見据えて本県独自の支援策に着手するというお話がありました。

このお話の中で、やはり今の結婚を考えている方とか子育てをされている若い方、これから出産して育てていく中で、非常に経済的に助かるお話でないかと思っております。そこで、無償化に向けてこれから県がどのようにやっていくのかを改めて教えていただけますか。

玉岡子育て応援課長

ただいま保育料の無償化についての御質問を頂きました。

まず、現状を御説明いたしますと、国においては令和元年10月から、3歳から5歳の子供の保育料が無償化されておりますとともに、0歳から2歳までの子供につきましては、住民税非課税世帯の方は無償化、それ以外の世帯につきましては、兄弟が同時入所しているというのが要件でございますが、第2子が半額、第3子以降は無償化という状況でございます。

県におきましては、特に多子世帯の経済的負担の軽減という観点から、第3子以降のうち、先ほど申し上げた、国が無償化の対象としていない子供に対しまして、本県独自の助成制度を設けておりますほか、県内18市町村におきましても、助成の内容はそれぞれですが、独自の助成が行われているところです。

こうした取組に加えまして、委員がおっしゃいました少子化の大きな要因の一つとして、子育て世帯の経済面での不安がございますので、さきの本会議で知事から答弁させていただきましてとおり、0歳から2歳までを対象に、第1子からの保育料無償化を見据えた本県独自の支援策に着手することとしております。

今後、他の自治体における先行事例も踏まえまして、市町村の皆様と協議を行いながら、速やかに制度設計に取り組んでまいりたいと考えております。

眞貝委員

県内全域において子供の保育料の無償化を進めていくようですが、現在、私どもの板野町であれば、もうずっと無償化ができております。他の市町村もできているところがあると思うんです。で、隣の町は全然こういう無償化ができていない。板野郡内でもばらばらだと思うんです。

地元の板野町の場合、町長が率先してやったんですが、他市町村の場合はまだそこまでできていないとか、考えていないと。やはり各市町村の財政の非常に大きな問題があると思うんです。

財政の問題もあるだろうし、今のこの各市町村の問題の中で、保育士が非常に足りない、募集しても来てくれないというところもある。それと、板野町であれば、保育所は完全公営といいますか、行政がやっている。隣の藍住町は民間委託をやられている。板野町の隣の町だけで、いろいろ保育所の形態も違うし、諸般の事情がそれだけ全然違います。これが徳島県内24市町村ありますので、各市町村においての問題、課題点が多々あると思います。そこを踏まえながら、今後、県はどのように市町村と話をしながら進めていくのか教えていただけますか。

玉岡子育て応援課長

ただいま眞貝委員から、今後の市町村との合意形成につきまして御質問を頂きました。

無償化の実施に当たりましては、まずは保育の実施主体である市町村との連携は非常に重要と考えております。委員のお話にございましたように、各市町村における子育て支援施策の状況でありますとか保育所の状況、それから財政状況は非常に様々であると承知し

ておりまして、今後、各市町村の方々の現状やニーズ、御意見を丁寧にお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

眞貝委員

何度も言うようですが、各市町村でいろいろな状況がありまして、財政の問題もあると思いますので、丁寧に上手にお話を進めていただいて、できるだけ早く県内全域の保育料が無償化されるように努力していただきたいと思いますので、お願いいたします。

古川委員

私からも、少子化について1点だけ質問したいと思います。

今回の一般質問の中で、共育てという切り口で質問があったと思うのですが、ネットニュースなどを見ていると、今年1年の出生数は70万人割れというニュースも流れていたりして、本当に加速度的に進んでいるという印象を受けているのですが、まずここ数年間の出生数、出生率の推移を教えてください。

大井こども未来政策課長

ただいま古川委員より、ここ数年の本県におけます出生率、出生数について御質問がございました。

（「国と県も含めて」と言う者あり）

承知いたしました。まず出生率、合計特殊出生率につきましては、令和3年以降、全国におきましては、令和3年で1.30、令和4年で1.26、令和5年につきましては1.20と、これも全国的な傾向なのですけれども、どんどん減少しているという状況でございます。

本県につきましても同様に減少傾向ではあるのですが、国より水準はやや高めとなっております。令和3年につきましては1.44、令和4年につきましては1.42、令和5年につきましては1.36という状況になっております。

また出生数につきましては、全国、国におきましては、令和3年度は81万1,600人余り、令和4年が77万人余り、令和5年が72万7,000人余りになっております。

本県におきましては、令和3年は4,337人、令和4年が4,148人、令和5年は4,000人を切りまして3,903人という状況になっております。

古川委員

分かりました。

少子化は、本当に国難的で、とにかく対策を打っていかねばいけないといわれて、やればやるほど減っているというような、本当に歯止めが掛からないというか、加速度的という感じになっているので、この方向性が合っているのかどうかをしっかりと検証していかなければいけないのかなと常々思っています。

少子化を何とかしていかないと、将来的に様々な課題が出てくるのは周知のとおりなので、ここを本当にしっかりやっていかないといけないと思いながら、なかなか決め手がないというか、どうしようもないみたいな感じにはなっているのですが、そういう中でも徳島県として、いろいろ模索して進めていってほしいと思います。

国が少子化を何とかしないといけないというのでこども家庭庁を作って、それに対応して、県もこども未来部を設置して今年1年目ですから、この1年いろいろな取組をしてきたとは思いますが、その成果とか、今後に向けたビジョンとか、そのあたりも出してほしいのです。国は子育て支援を中心にかなり進めてきたと思います。

子育て支援中心、予算的にいったら本当に世界最高水準になっていくという感じで、子育て支援にお金をつぎ込んでいるのですが、子育て支援も少子化の一要因に過ぎないと思うのです。

子育て支援をしていたら、出生率が回復して出生数が上がっていくかというのと、どうもそうでもないということを前々から言っているんですが、とりあえずこども未来部ができて1年目、県として少子化の要因がどこにあると見ているのか。そして、どのような取組をしてきて、今後どうしていこうとしているのか、そのあたり教えてもらえますか。

玉岡子育て応援課長

ただいま古川委員から、少子化の要因と今後の取組について御質問を頂いております。

委員がおっしゃいますように、少子化の要因は複雑ないろんな要素がございまして、子育て環境だけではなくて、雇用の問題とか、若い世代の所得の問題とか、部局横断的に取り組んでいくべき問題だと考えております。

こども未来部といたしましては、その中でも少子化の主な要因としまして未婚化、晩婚化の進行、それから若い世代の結婚や子育てに対する意識の変化や、家事、育児に対する女性の負担が依然として大きいことなどが挙げられると考えております。

これまで県におきましては、徳島はぐくみプランにおきまして、いろいろと施策に取り組んできたところではございますが、今年度、現在策定中のこども計画におきましては、若者のライフデザイン、将来設計実現への支援、それから妊娠・出産に関する支援、共働き・共育での推進といったところを、特に重要施策として位置付けまして取り組んでまいりたいと考えております。

詳細を御説明いたしますと、まずライフデザインの実現への支援ですが、今回のこども計画の策定に当たりまして、中学校等でワークショップをした際には、生徒の皆さんから、将来の結婚や子育てについてネガティブな御意見、不安を感じる御意見がございました。

これまで県でも、結婚支援は取り組んできたところなんですけど、それをきちんと早い段階の若い世代に対しまして、学生のうちから結婚とか、妊娠・出産、子育てという御自身のライフデザインを考える機会を提供することで、良いポジティブなイメージ、夢や希望を持っていただけのような意識醸成を図ってまいりたいと考えております。

2点目の妊娠・出産に関する支援につきましては、こちらも早い段階から、プレコンセプションケアですが、男女共に御自身の体とか、妊娠についての正しい知識を身に付けて健康管理を促していくという取組とともに、子供を持ちたいと思われてる方に対しましては、妊^{よう}孕性検査や不妊治療、またその前段の不妊・不育相談の充実をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

最後になりますが3点目、共働き・共育での推進につきましては、徐々に男性の育休の取得率も上がってきているところではありますけど、更に仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進していくために、企業の皆様と連携して、職場や社会全体で子育てを応援する

ような意識醸成を図ってまいりたいと思いますし、そういう共育ができる職場環境づくりに取り組む企業を後押しできるような支援、施策も、今後検討していきたいと思っております。

古川委員

分かりました。

確かに意識の部分が大いだと思うんです。だから意識を変えていくというのが、確かに一番大事なところかと思いますが、その意識を変えていく手法は、地道なのもいいんですが、もっとお金をつぎ込んで、しっかり予算を掛けて、どうやって意識を変えていくのかというのを、地道にやるだけじゃなくて大々的に思い切ったことをやっていかないと、日本全体は変わっていかないのだろうと思うので、徳島から何か実験的でもいいので、取組を進めて、来年度予算でやってほしいというのが、私の思いです。

大きな流れとしては若者世帯の可処分所得を増やしていく部分と、子育ては女性だけでなく男性もしっかりやって、また社会全体でもやっていく。この2点は大きなトレンドとして、ただこれをすぐにはなかなか変えられないと思うので、ここは地道にやっていかないといけないと思うんですが、意識の部分をしっかりと変えていけるように、しっかり予算も掛けてやってほしいというのが私の希望なので、そのあたりまた知恵を絞ってほしいと思っています。

未婚化、晩婚化、3人目だという前に、一人目がなかなか生まれないというか、結婚ができない、結婚しても遅いという晩婚化をどうにかするのは至難の業と思うので、まず結婚の意識、そんなにお金がなくとも幸せな結婚できるという意識をどう作っていくかということだとは思いますが。晩婚化については、該当する世代においても、不妊治療はまだまだそんなに知識はないと思うので、そのあたりの意識を伝えていくというか、そういうことにしっかりお金を掛けてやってほしいと思いますので、そのあたりもまた検討いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

竹内副委員長

私から2点お伺いいたします。

1点目は保育の無償化の話で、眞貝委員と古川委員から、子育て支援も含めていろいろお話がありまして、全く同意見です。

一つは県で、この間の質問の知事答弁で保育料の無償化が政策として打ち出されたわけですが、市町村に予算化を求めて事業化する話ですので、どれだけ市町村と丁寧に議論をしていくかというところが極めて大事になります。どちらかというと、県が頭を下げて、こういう事業を進めたいので理解を求めたい、よろしくお願いいたしますという立場だろうと思います。そうした意味では、いろいろハードルが高いこともありますし、先ほど眞貝委員がおっしゃったように、それぞれの自治体で抱えている、いわゆる子育て支援の重要度がどこにあるかというのはまちまちだろうと思いますので、そこに予算措置を求めるわけですから、非常に困難も予想されるわけで、これはおっしゃったとおりだろうと思います。

1点確認しておきたいんですが、県もこども計画を作成しておりますし、子ども・子育て支援事業支援計画をそれぞれの自治体で令和7年度から第3期が始まると思いますので、

それぞれの自治体で策定中だと思っていますが、これはそういう状況だということですのでよろしいですかね。

玉岡子育て応援課長

御質問のごさいました市町村子ども・子育て支援事業支援計画は、教育・保育の提供をはじめ、各市町村が各子育て支援事業を着実に、計画的に実施するため、必要となる保育量の見込み、それからサービスの提供体制の確保について算定を行った上で作成するという計画になっておりまして、副委員長がおっしゃいましたとおり、現在市町村では、令和7年度から令和11年度までの第3期計画の策定作業を行っていただいているところです。

竹内副委員長

恐らく、それぞれの自治体で素案ができている段階だろうと思います。4月から新しい計画ができますので、そこに県が無償化を打ち出したら、恐らく齟齬^{そご}が出る自治体も出てくると思うんです。

その計画の中で無償化が議題にも全く上っていない、議論の俎上^そにも上がっていない自治体と、もしかしたら無償化を目指したいという自治体もあれば、先ほどおっしゃったように既に取り組まれている自治体もあります。現段階で、県の考え方と、来年度からのそれぞれの自治体の計画との齟齬が出てきたときに、作ったが少々違うという計画ができてしまったらいけないと思いますので、できれば早い段階で市町村には県の考え方を伝えるべきだろうと思います。それを新しい計画の中でどれだけ盛り込んでいただけるかというのは、少々難しいかも分かりませんが、タイミング的には難しい時期に打ち出したなと思っています。

ですから、そういったところも含めて丁寧にお話をしていただきたいということと、東京都がたまたま、来年の9月からの保育無償化を打ち出しましたが、あれだけ財源がある東京都で、選挙の公約から実施まで相当時間を掛けていますから、徳島県でそんなに簡単にいく話ではないと僕はと思っています。繰り返しになりますが、できるだけ丁寧な取組と、市町村の理解を頂くことが大事だと思います。

もう1点は、古川委員がおっしゃったように、いろいろ子育て支援施策をやっているんですが、先ほど出生率、出生数をお示しいただきましたように、これが結び付いているかどうかは、しっかりした検証が要るだろうと思います。

それは部局内のそれぞれのお立場でしっかりしていただいて、そこへ結び付く支援施策を同時並行で考えていっていただきたいと思います。

無償化して、予算をいっぱいつぎ込んだけれど、結果として出生数が上がらない、出生率が上がらないということになってしまっただけでは、予算対効果でいうとどうなのかと、後ほど首をひねるような事業になってはいけないと思いますので、就労支援とか女性の働き方も、いろんなところと絡めた、先ほど課長に随分言っていたようなことを、きちんと検証ができる場が必要だろうと思いますので、併せてお願いしたいと思います。

これは多分、今の段階で明確な答弁がないですから言いつ放しになりますが、市町村に予算を求めることについて、先ほどもおっしゃったように、いろんな市町村では保育士の確保とか、いろんな現場の御苦勞もあって、僕は一般質問でも言いましたが、保育職場つ

て極めて給与の安い職場の一つです。

補正予算で審議されていますように、来年度から10%程度賃金が上がることになっていますが、現場では保育士の確保に相当苦勞しています。

よくいうように、徳島県内の保育士が兵庫県内に流れていく事例もあって、例えば年度途中で0歳児の子供を預かる保育所があったときに、保育士の募集をしても、もういないという状況もあります。

県内の公立保育所でいうと、恐らく働いている保育士の半数以上が会計年度任用職員であったり、臨時やパートの職員という状況ですので、そこに市町村に予算措置を求めたときに、市町村の費用が増えて、結果、例えば会計年度任用職員やパートや臨時の比率が上がっていったり、端的にいうと保育の質が下がるようなことになったらいけないと思います。このことに関しても、県として一定程度担保できるところを担保していただいて、それぞれの現場で保育の質が下がらないような制度をしっかりと設計していただきたいと思います。

もう1点は、保育と併せて多く声に出されている学童の現場への支援も併せてお願いしたいです。

確かに保育は、経済的にも費用負担が相当ありますし、僕は若いときに町役場勤めで、当時現金支給でしたから、給与をもらって、その場で丸々保育料に飛んでいく、持って帰るお金がほとんどゼロに近かった世代です。二人預けていたのにそういう状況だったので、それが改善されて経済的負担が少なくなったというのは喜ばしいことです。で、保育園を卒園して、学童に子供を預けないと働きに行けないところもありますが、学童の現場は学童の現場で、支援員とかは非常に低賃金の中で働かれていますし、子供の環境も含めて、環境が良いとはいえないような状況です。

それぞれの自治体で、これも御苦勞されているところですので、保育の無償化と併せて学童の充実もしっかりと、こども未来部の中で御検討いただきたいと思います。

これは言いっ放しになりましたので、先行したお二人の意見を踏まえても、そのとおりだと思いますので、市町村のコンセンサスをしっかりと得ていただいて、丁寧な取組で保育の質が下がらないような制度設計をお願いしたいと思います。

2点目にお伺いするのは、これも一般質問でお聞きしましたが、フリースクール、不登校児童も含めて、新しいチームづくりみたいなことが御答弁で出されて、多様な学び連携チームという表現だったと思いますが、これは教育委員会とこども未来部と連携してこしらえていくという御答弁を頂いて、大変うれしく思いました。

現段階で、どのような体制、形、それからどんな事業内容、実施時期、そういったスキームがありましたら教えていただければと思います。

原田青少年・こども家庭課長

ただいま竹内副委員長から、本会議の中で副知事から答弁がございました、多様な学び連携チームのスキームについて御質問を頂きました。

多様な学び連携チームにつきましては、フリースクールとのより緊密な連携が不可欠でございまして、フリースクールでの学びに関しまして、利用の頻度や通学手段、また学校や行政、地域によるサポートなどの現状について、より詳細に把握することが重要である

と考えております。

そこで教育委員会と連携して、不登校の子供の健やかな育ちや学びの支援に向けまして、一層連携していきたいと考えております。

現在、関係課と調整を行っているところでございますが、構成につきましては、教育委員会からいじめ・不登校対策課、また、当部につきましては、主管課のこども未来政策課及び青少年・こども家庭課の担当職員を予定しているところでございます。

今後の動きでございますが、来週中にも設置させていただきまして、当事者の子供と保護者に対しまして実施いたしますフリースクールの利用状況等の調査について、具体的な調査項目の検討を行う予定でございます。

また、調査につきましては、具体的に詰めていきたいと考えているところでございますが、例えば、フリースクールでの学びの状況、また保護者の方々が有効と感じたサポートであったり、当事者の子供と保護者の方の今の実情につきましてもアンケートを考えてございます。

また、可能な限り早い実施を目指しておりますが、今、項目について詳細な検討をしているところでございますので、2月初旬頃を予定しているところでございます。

この実施に当たりましては、当事者の子供と保護者の団体、とくしま多様な学びプラットフォームの方々であったり、フリースクールの運営者の御協力も頂きながら、調査を実施してまいりたいと考えております。

竹内副委員長

これからの事業ですので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

フリースクールに関わっていらっしゃる方々と話をしますと、こんなことも聞いてほしい、あんなことも言いたいのというのは、結構いろいろあります。できるだけお話を伝えたいと思ひますし、幅広く意見聴取、アンケートの実施をお願ひしたいと思ひます。

実際問題として、地域の偏在はかなり大きいと思ひています。徳島都市部と山間地域で抱えている課題も違うと思ひますので、幅広い対象者にアンケートが届きますように、丁寧な取組をお願ひしたいと思ひます。

子供のこともそうですし、親御さんの精神的、財政的負担はそれぞれ立場によって違いますので、かなりいろんなお声が出てくると思ひます。組織として、新しいチームとしてしっかりと噛み砕いていろんな対応ができるように急ぐことと、急がずにしっかりと検証ができるような場も併せてお願ひして、しっかりとした事業が取り組めるように、これも心からお願ひして終わります。

立川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、岡田議員から発言の申出がありました。この発言を許可いたしたいと思ひますが、これに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、岡田議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田（晋）議員

元気とくしまの岡田晋です。委員長の許可を頂き、ありがとうございます。

それでは、こども未来部子育て応援課にお聞きします。子育ての応援を考えるのは私たちの重大な責務です。私立保育園及び私立認定こども園に在園する、特別な支援が必要な子供への加配保育士配置についてお尋ねします。

近年において特別な支援を要する子供が増えており、全国の幼稚園や保育所、認定こども園などの未就学児のうち、何かしら特別な支援が必要な子供は相当数いると思われます。

数値としては、今年の4月に国立特別支援教育総合研究所が行った全国調査において、8.2%いることが分かっています。これは、徳島県においても同様だと思います。

つきましては、徳島県の何かしら特別の支援が必要な子供の数と率を、公立、私立共に把握されているのでしたら教えてください。

玉岡子育て応援課長

ただいま岡田議員から、何かしらの特別な支援が必要な子供の数と率を、公立、私立別にとということで御質問がございました。

本県におきまして、令和5年度中に施設が受け入れた、市町村が認める軽度の障がいを含む障がい児の数につきましては、公立施設が467人、私立施設が439人、全体で906人となっており、令和5年4月1日現在の利用児童数に対する割合で見ますと、約5.8%となっております。

岡田（晋）議員

徳島県においても同様だということが分かりました。

何かしらの特別な支援が必要な子供への加配保育士配置について、保育所や認定こども園のような教育保育施設において、障がいのある子供や支援が必要な子供を、ほかの園児と共に受け入れ、サポートできる環境整備の充実がますます重要となっております。

そのことについて、公立・私立を問わず受入環境の整備、特に加配保育士の配置が必要と思われますが、徳島県下の実態はどうなっていますか。

玉岡子育て応援課長

ただいま受入環境の整備、特に加配保育士の配置の実態について御質問がございました。

受入環境の整備につきましては、民間の保育施設を所管している市町村が16市町村ございますが、そのうち障がい児受入れのための補助制度を有しているのは10市町となっております。

また、令和6年4月1日現在の保育所及び認定こども園における加配保育士数は、全体で284名でございます。

岡田（晋）議員

私も実態を調べました。例えば吉野川市の公立こども園の場合は、支援の必要性が軽度と判断された場合には、子供3名に対し加配保育士1名を、また重度と判断された場合には、子供1名に対し加配保育士1名を基準として配置しております。

吉野川市の私立園においても、支援を必要とする園児は複数在園しておりますが、運営上の都合などで加配保育士の配置体制を整えることができません。

現在、国の給付として養育支援加算、療育支援加算はありますが、おおよそ月額5万3,000円、又は月額3万5,000円程度の加算額であり、到底これだけの給付では加配職員を雇用することはできません。

これは吉野川市だけの問題ではなく、県下の私立保育園、私立こども園も同じ状況にあると思いますし、公立、私立に関係なく、施設では大切な命を預かっています。そして大切な子供たちは、公立、私立にかかわらず、みんな平等に同じ保育を受ける権利があります。

11月議会の開会日に、後藤田知事も申されました、こどもまんなか社会の実現のために、市町村が私立園に加配保育士を配置する場合の経費について、県として援助する仕組みを作っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

玉岡子育て応援課長

障がい児の保育所等での受入れを促進するための支援につきましては、それまでの補助事業が平成15年度に一般財源化されまして、障がい児保育に係る地方交付税措置ということで市町村に措置されております。

その後、これまでの間、地方交付税の算定対象者の拡充や算定方法が見直されるとともに、措置額についても増額されるなどの充実が図られておりまして、各市町村においては、地域の実情に応じて障がい児保育に取り組んでいただいているものと承知しております。

しかしながら、地方交付税の算定においては、状況によっては障がい児の受入状況に応じた算定となっていないことや、障がい児、発達障がい等の診断には至らないものの、継続して支援が必要な児童が増加傾向にあるというところを踏まえまして、県としましては、障がい児保育の支援の充実を国に要望してまいりたいと考えております。

岡田（晋）議員

国の給付金や地方交付税が絡んでいることは、十分承知しています。

しかしながら、国費とは別に、県単独の補助制度なら構築することも可能であるかと思いますが、いかがでしょうか。

玉岡子育て応援課長

近年、障がいをお持ちの子供を施設で受け入れる数は増加傾向にございまして、岡田議員のお話にありますとおり、多様な支援ニーズを有する子供の健やかな育ちを支え支援するための体制整備は、非常に重要と認識しております。

県としましては、引き続き全国知事会とも連携しまして、財源措置の拡充について国へ

働き掛けてまいりますとともに、単独の支援とのお話につきましては、まずは市町村に対し、現場の状況やニーズについて、スピード感を持って確認を行ってまいります。

岡田（晋）議員

私立園にも0歳のときから多くの園児が通園されますが、例えば3歳の頃に重度の支援が必要と判断された場合、私立園は保育士の配置が難しいことから、公立園に転園せざるを得なくなります。

その園児からしますと、大きくなるにつれ友達もできて園にもなじんでいる頃であり、慣れ親しんだ園を転園しないといけない状況はとても耐え難いし、子供にとっても、保護者にとっても、大変なストレスであることは容易に理解できます。

また、兄弟姉妹などで私立園に通園されている場合なども、一人に支援が必要となった場合、保護者は一人を公立園に送迎し、もう一人を私立園に送迎する必要があり、朝夕の慌ただしい時間帯に現実的でない送迎となるなど、子育てと就労の両立を支援するには程遠い状況となります。

全国的に出生数が低下する中、徳島県の宝である、今を生きる子供たちを豊かに育てることは私たち大人の責任であり、より良い教育、保育を次世代の子供たちに残していくことは行政の責務であります。

どうか公立、私立の差異なく、支援の必要な子供には加配保育士を配置して、きめ細やかな教育、保育となりますよう、県の施策として、加配保育士の人件費に充てることのできる加配保育士配置補助金を令和7年度当初予算にて創設いただきますよう要望して、質疑を終わります。

立川委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上でこども未来部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時32分）